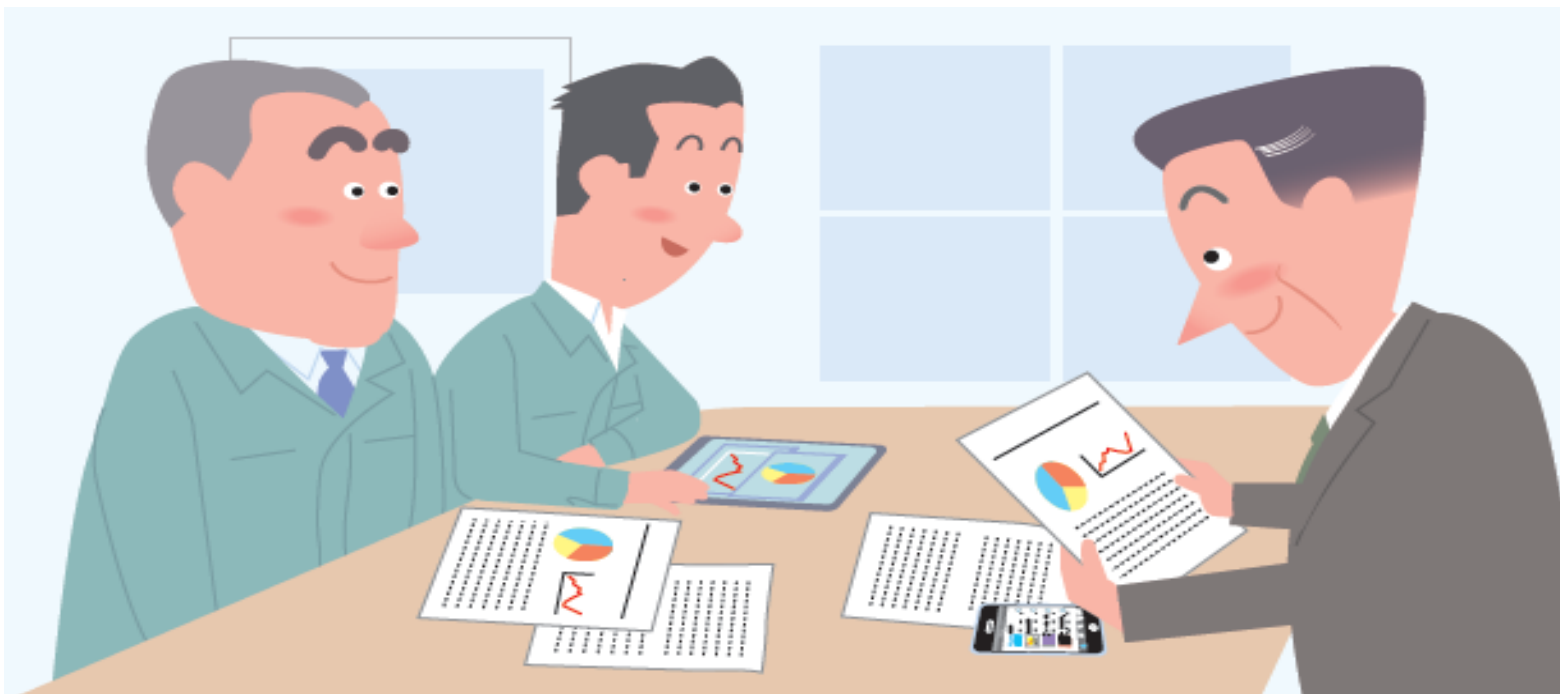




経済産業省  
関東経済産業局

## 下請取引適正化の取組について



関東経済産業局適正取引推進課  
令和5年1月30日

## 目次

1. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化  
施策パッケージの取組
2. 下請代金法の執行強化
3. 下請Gメンヒアリングについて
4. 価格交渉促進月間について
5. 価格交渉に役立つコンテンツ
6. 取引上の悩み相談窓口

# 1. パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージの取組

# 1-1 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの概要

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、**毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」**と定めるなど、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、**事業所管省庁と緊密に連携**を図り、**下請事業者から寄せられた情報も活用**し、**体制強化**を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。

## <具体的な取組>

- ① **価格転嫁円滑化スキームの創設**（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）  
⇒「買いたたき」等の違反行為について、事業所管省庁や、「情報提供フォーム」経由での下請事業者からの情報提供を受付し、取締りを強化。
- ② **独占禁止法の執行強化**（公正取引委員会）  
⇒新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施。また、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置。
- ③ **下請法の執行強化**（公正取引委員会・中小企業庁）  
⇒価格交渉の場において明示的に協議することなく、一方的に従来どおりの取引価格に据え置くなど、労務費等の上昇を取引価格に反映しない取引が「買いたたき」に該当するおそれがあることの明確化。  
親事業者への立入調査の件数を増やす。違反行為の再発防止が不十分な事業者には、取締役会決議を経た改善報告書の提出を求める。
- ④ **下請Gメンによるヒアリング等**（中小企業庁）  
⇒120名の下請Gメンを倍増し、年間1万件以上の中小企業の現場の声を聴取。（令和5年1月から下請Gメン300名体制）
- ⑤ **パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化**（中小企業庁）  
⇒宣言企業全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップ。経産省で実施している補助金の加点措置について、対象範囲を他省庁の補助金に拡大を検討。

# 1 - 2 取引適正化に向けた5つの取組 (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月末取りまとめ)の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。※以下、年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

## 1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言(注意喚起)」の実施**
  - 価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施**(3月に実施し、4月にフォローアップを実施)
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い**3月にも価格交渉促進月間を実施**。
- **下請振興法の振興基準を改正**(2022年度内を想定)
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

## 2. パートナーシップ構築宣言の 大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て及び、②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
  - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。②は**評価結果を公表・周知**
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

## 3. 下請取引の監督強化

- 下請Gメンの体制強化(4月から倍増予定)
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**(支援機関や補助金等の紹介)や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**(年度内から実施)
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- 業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等(順次実施)
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

## 4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- **「知財Gメン」の新設**(今年度内にヒアリングを開始)
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「**知財取引アドバイザリーボード**」の設置
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- **商工会議所、INPIT(工業所有権情報・研修館)等の関係機関との連携の強化**

## 5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請(2月中旬に各省に依頼)
  - 利用の廃止に向けた**具体的なロードマップ(段取り、スケジュール等)の検討を依頼**し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない**課題の洗い出し**などを実施。**中小企業庁において課題を整理**し、それらの**課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込む**よう要請。
- **2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討**(2月中旬に金融業界に検討を依頼)
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始**するよう要請。

## 2. 下請代金法の執行強化

## 2-1 独占禁止法と下請代金法の関係

下請法に違反するような行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち、「優越的地位の濫用」行為に該当し、**独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるが**、同法により規制する場合、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、この認定には相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれなどがあるため、**迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るため、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定した下請代金支払遅延等防止法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。**

### 【独禁法第2条第9項】

#### <不公正な取引方法の行為類型>

- (1) 共同の取引拒絶
- (2) 差別対価
- (3) 不当廉売
- (4) 再販価格の拘束
- (5) 優越的地位の濫用**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、**公正取引委員会が指定するもの。**

### 【独禁法第19条】

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

★物流特殊指定

製造委託等の下請取引では、「優越的地位の濫用」の問題が生じやすく、このような行為を迅速かつ効果的に規制するには独禁法だけでは不十分。

### 下請法の制定

- ① 資本金区分、取引内容の明確化
- ② 親事業者の遵守事項の明確化
- ③ 監視体制の強化  
(立入検査権、措置請求権)
- ④ 勧告制度の採用(公取)など

### ★中小企業施策としての位置付け

下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持ち、中小企業施策の重要な柱の一つ。

### ★中企庁と公取委の役割分担

- ① 調査対象となる親事業者は中企庁と公取委で親事業者の担当を分担して実施。
- ② 下請法は公取委が主管のため、法解釈等については公取委が権限を有する。

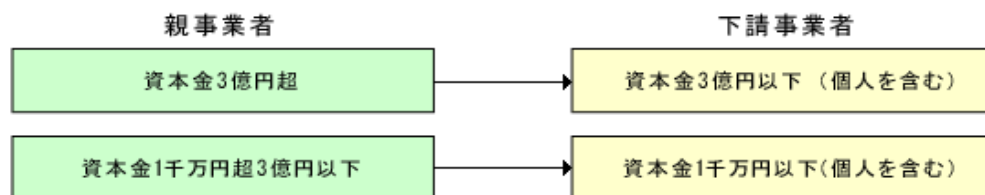


## 2-2 ①下請代金支払遅延等防止法について

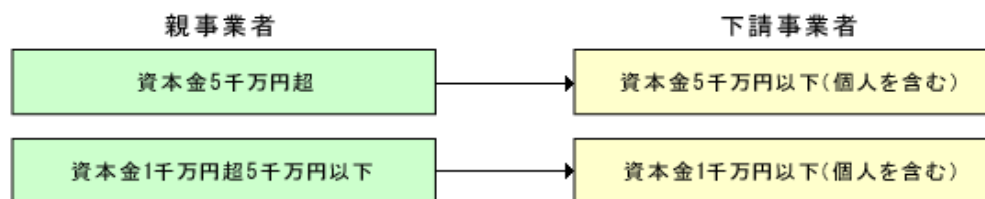
- 下請法は、①資本金又は出資総額の規模と②下請取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定

### 定義

- (1) 物品の製造・修理委託及び一部の情報成果物作成・役務提供委託を行う場合



- (2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（1）の場合を除く。）



### 親事業者の義務

- (1) 注文書の交付義務（法第3条）
- (2) 書類作成・保存義務（法第5条）
- (3) 下請代金の支払い期日を定める義務（法第2条の2）
- (4) 遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条（上記（1））及び第5条（同（2））に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

### 親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品 of 禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

### 中小企業庁長官

禁止行為に違反がある場合は公正取引委員会へ措置請求

（法第6条）

### 公正取引委員会

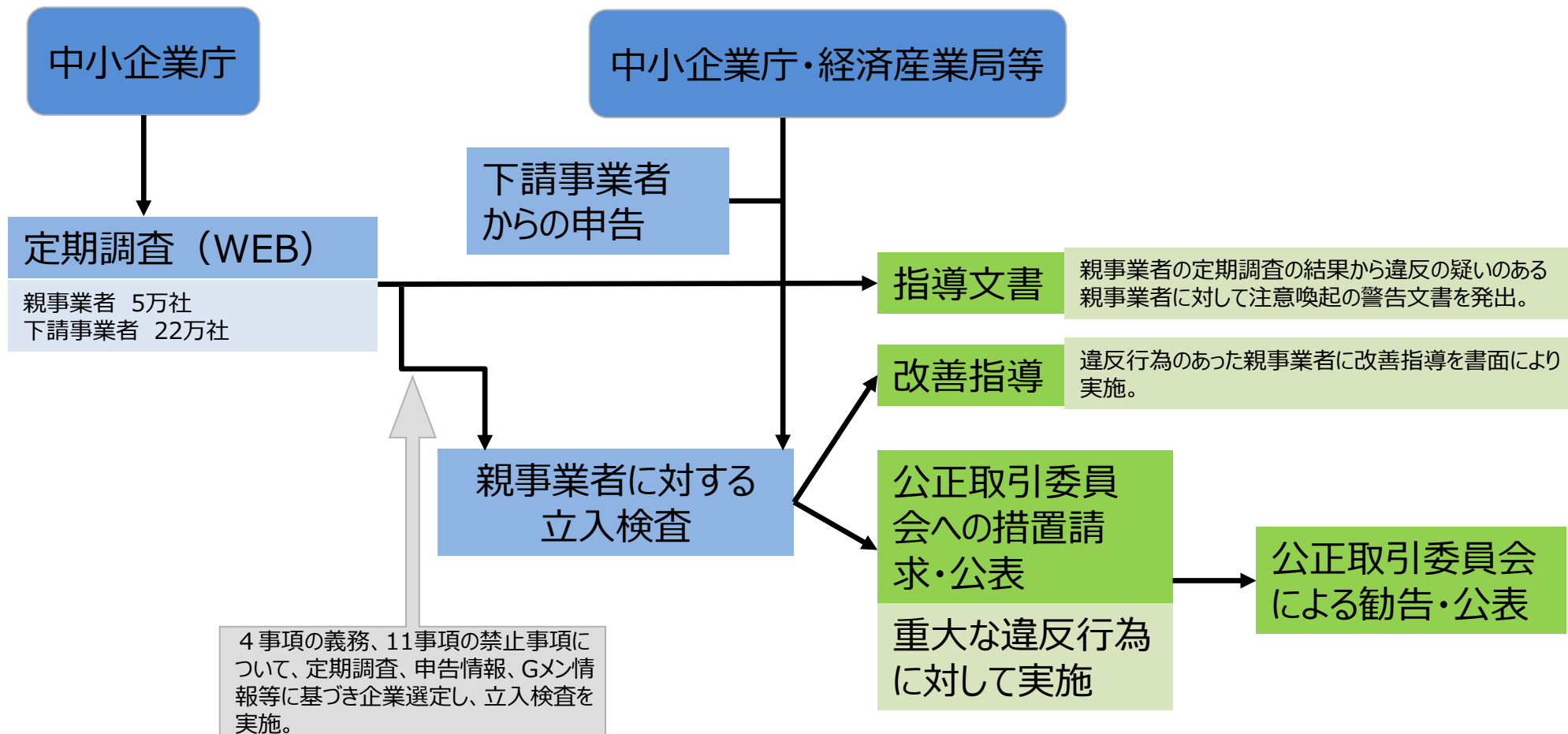
違反行為を是正するよう勧告

（法第7条）



## 2-2 ②下請代金支払遅延等防止法の運用

- ・ 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- ・ このため、下請法で①報告徴収権（定期調査等）及び②立入検査権を付与。



## 重点立入業種の選定

下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について

令和4年5月20日  
公正取引委員会  
中小企業庁

- 令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、下記2の取組を実施することとした。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に関する新たな取組として、本日から、再発防止が不十分と認められる事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。具体的には、下請法の違反行為について繰り返し指導を受けることとなる事業者等に対し、必要に応じて、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法上の「買いたたき」の処理状況のほか、「価格転嫁円滑化スキーム」に基づく関係省庁からの情報提供の結果などを踏まえ、重点立入調査の対象とする業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。

### 令和3年度における下請法上の「買いたたき」1,186件の処理状況 (公正取引委員会・中小企業庁)



製造業に対する処理件数の内訳			製造業以外に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合	業種	件数	割合
金属製品製造業	70件	16.7%	道路貨物運送業	175件	22.8%
生産用機械器具製造業	64件	15.3%	情報サービス業	83件	10.8%
輸送用機械器具製造業	38件	9.1%	技術サービス業	71件	9.3%
その他	247件	58.9%	その他	438件	57.1%
合計	419件	100%	合計	767件	100%

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部  
(転嫁円滑化施策パッケージに関する公正取引委員会の取組全般について)  
企業取引課 電話 03-3581-3373 (直通)  
(下請法違反行為の再発防止に関する要請について)  
下請取引調査室 電話 03-3581-3374 (直通)  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

## 2-2 ③ 下請代金支払遅延等防止法の運用基準

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」新旧対照表

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号）

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>5 買ったたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注ししかない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</p> <p>エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</p> <p>オ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p> <p>カ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>キ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ケ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>コ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p>	<p>5 買ったたき</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。</p> <p>ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注ししかない場合の単価として下請代金の額を定めること。</p> <p>イ 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。</p> <p>(新設)</p> <p>エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。</p> <p>オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p> <p>カ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>キ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>ク 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。</p> <p>コ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。</p>

## 2-3 ①下請中小企業振興法の概要

### 法律の概要

#### 目的

親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を強化し、下請性を脱した独立性のある企業への成長を促すこと

#### 基本的性格

下請事業者との取引の適正化を図ることを目的とする**下請代金法が規制法規であるのに対し、下請振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律**

#### 法の適用範囲

##### 親事業者

資本金又は出資金(個人の場合は従業員数)が自己よりも小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者

##### 下請事業者

資本金等が自己よりも大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

### 令和3年8月に法改正

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が共存共栄の関係を構築するため 法改正

- ①他者に提供する情報成果物・サービスを構成するサービスの委託等を対象とする
- ②振興事業計画の申請要件の緩和
- ③発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設
- ④下請Gメンヒアリング等の調査を明示



## 2-3 ②下請中小企業振興法「振興基準」の概要

※赤字は、令和4年7月29日付け改正の主な新規事項（抜粋）

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

### 第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

### 第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

### 第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

### 第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、**下請事業者の賃上げ**等、労働条件の改善が進むよう**十分協議して決定する**。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、**年1回以上の協議を行う**。コストが上昇した場合等において、**下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる**。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

### 第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等のサイトは60日以内とするよう努める。

### 第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

### 第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

### 第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、**下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない**。

### 第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

### 第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

### 第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- **事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める**。

### 第8 8. パートナースhip構築宣言の実施

- 親事業者は、**パートナースhip構築宣言を行い**、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

## 2-3 ③下請中小企業振興法「振興基準」改定（2022年度）

- 「振興基準」は、下請振興法第3条に基づく大臣告示であり、同法第4条に基づく「**指導・助言**」の根拠となるとともに、**業種別ガイドライン**、**自主行動計画**、**パートナーシップ構築宣言のひな形**の策定に参照されるもの。
- 「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日公表）、「**転嫁円滑化施策パッケージ**」（令和3年12月27日閣議了解）等で決定した**取引適正化に向けた取組方針を裏付け・下支え**し、産業界に提示するため、7月末に改定。

### 【改定による主な新規追加事項】（親事業者が求められる取組の内容）

#### 1) 価格交渉・価格転嫁

- ① 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも**年に1回以上の価格協議**を行うこと
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した**下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議**を行うこと
- ③ 下請事業者における**賃金の上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定**すること

#### 2) 支払方法・約束手形

- ① 下請代金は、物品等の受領日から起算して**60日以内において定める支払期日までに支払う**こと
- ② 令和8(2026)年の約束手形の利用廃止に向け、**できる限り、約束手形を利用せず**、また現金払いを行うこと

#### 3) パートナーシップ構築宣言

- ① **パートナーシップ構築宣言を行い**、定期的に見直すこと。また、**社内担当者・取引先に宣言を浸透**させること

#### 4) 知財取引・その他

- ① 下請事業者の**秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しないこと**
- ② 下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、**協賛金、協力金等を要請しないこと**
- ③ 取引上の交渉の際に、**威圧的な言動による交渉を行わないこと**

→ 改定した「振興基準」は、**業界団体の「自主行動計画」の改定**や、**個社への「指導・助言」**に活用（7月29日施行）

### 3. 下請Gメンヒアリングについて

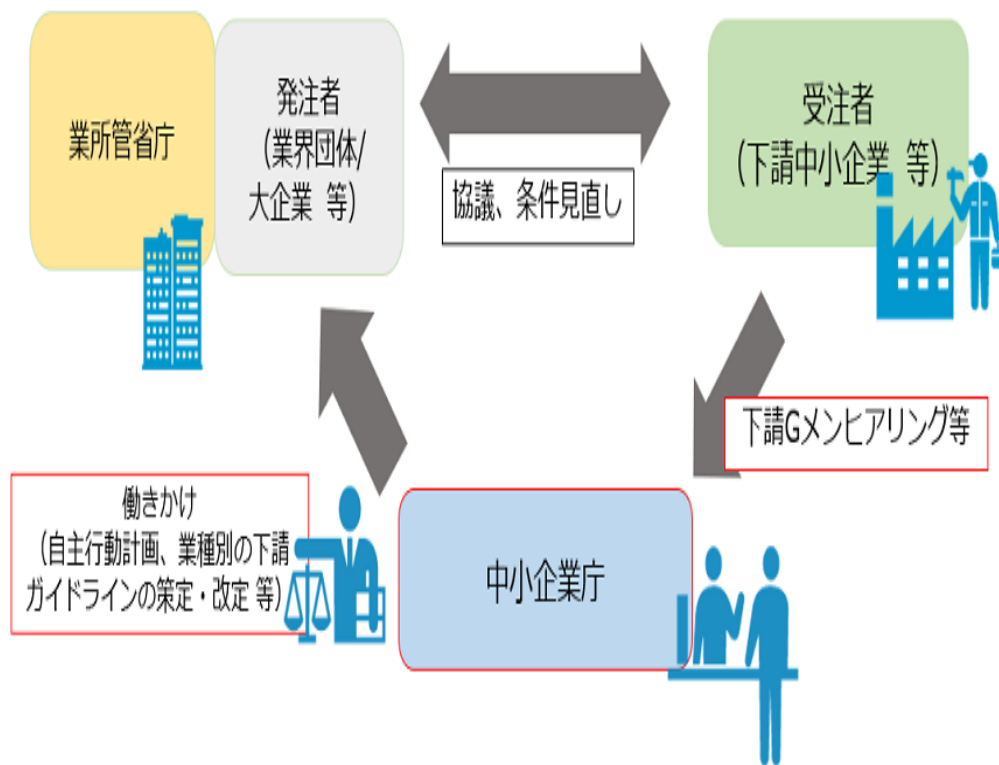


### 3-1. 取引調査員（下請Gメン）による訪問調査について

●平成29年1月より、中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して下請等中小企業者を訪問しています。

●現在300名体制（令和5年1月248名→300名に増員）で、全国各地で下請等中小企業を訪問し親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施（令和4年1月から12月まで、年間約10,000件）

※秘密保持を前提としてお話を伺い、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促していきます。



下請Gメン
(中小企業庁 取引調査員)
令和4年6月

下請取引でお困りごとはありませんか？  
 下請Gメンが、お話を伺います！

例えば…

① 「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。

年間5%減額でヨロシク頼むよ。

発注額 15%

② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。

③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めたくない。

原材料価格 ↑ 光熱費 ↑ 人件費 ↑

④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。

手形 支払期日：半年後

国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

伺った御意見は、国による下請取引適正化のための法律や基準※1などの改正、業界団体による自主行動計画※2の策定や改訂につなげていきます。

※1 国が適正取引推進のため策定した業種ごとの「下請ガイドライン」  
 下請代金支払遅延等防止法 運用基準  
 下請中小企業振興法 振興基準 など

※2 各業界団体が取引適正化と付加価値向上に向け策定した「自主行動計画」

「下請Gメン」によるヒアリングに関するお問い合わせは

(各経済産業局 下請ヒアリング担当)

北海道 011-700-2251 中部 052-951-2860 四国 087-811-8564  
 東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5590  
 関東 048-600-0324 中国 082-224-5745 沖縄 098-866-1755

中小企業庁 取引課 取引調査室 03-3501-3649

## 3-2. 下請Gメンヒアリング等で把握した事例①

- 令和4年3月取引問題小委員会にて、自主行動計画策定業種を中心に、特徴的に見られる取引上の問題と課題を集計分析した資料を提出。
- 「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果にて、業界別のランキングや下請Gメンヒアリングによる生声を掲載。



### ①【価格決定方法の適正化】

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

- 原材料の高騰については親事業者も認識があり、また親事業者から社会保険費用や燃料費の上昇について情報共有され、価格に反映してもらっている。（金属産業）
- ▲ 複数の自動車メーカーは見積価格に対し、厳しい価格の「ターゲット価格」を示してくる。ターゲット価格に近づくように仕様や部品を替えるように毎回指示される。（自動車）
- ▲ 2021年秋から現在まで、原材料費の上昇分の価格転嫁交渉を行っているが、値上げの幅・時期ともに回答をもらえていない。大手スーパーに価格決定権を握られており、これほどの原料高にもかかわらず価格改定の動きが鈍い。（小売業）
- ▲ 一般貨物運送は距離・重量別運賃が決まっており、労務費及びガソリン代等コストの反映は不十分。価格表改定には時間を要し、柔軟なコスト負担の対応が難しい。（トラック運送）
- ▲ 数年前の価格のまま改定できておらず、労務費上昇分を反映できずに困っている。取引先には、文書で価格協議について打診したが返事は無く、協議できずそのまま契約が自動更新した。  
強い交渉をすると、転注されてしまう可能性もあるため、仕方なく現在の価格で取引を続けている。（警備業）
- ▲ コロナ禍以降は飲食業界も厳しく、価格改定を半年前から案内しているが許可がもらえない。無理にお願いしきれないだろうという立場を利用して、はぐらかされている。（飲食サービス）

### ②【支払条件の改善】

- ここ数年で大手企業は現金支払いに変更となってきている。小規模会社では手形も若干残っている。（化学産業）
- ▲ 支払条件の変更(手形→現金100%)の際、条件として利息以上の値下げ要請があった。不本意であったが、現金への変更を重視し要請を受け入れざるをえなかった。（建設機械産業）
- ▲ 数年前に手形から電債に変更となったが、サイトが120日を超えるものとなっている。（計量機器・分析機器産業）
- ▲ システム開発は3ヶ月～半年を要し、契約期間は納品終了まで。支払いは納品後で、途中で工程を分割した受注・支払い契約はない。（情報サービス・ソフトウェア産業）

## 3 - 2. 下請Gメンヒアリング等で把握した事例②

### ③【型取引の適正化】

○親事業者からの要請で、抜型の保管、廃棄、返却についての契約を締結。契約の概要は、1年以上未稼働の抜型は1型当りの月額保管料を親事業者が支払い、廃棄または返却をする場合は親事業者への確認と、廃棄、返却に係る費用は親事業者が支払うこと。  
(紙・紙加工品製造業)

▲金型代は製品の量産開始月からの24回均等払い。(自動車)

▲型保管のために外部倉庫を借りており月額の倉庫代は十万円を超える。全て当社負担である。廃棄申請をしても回答が得られず、長期間保管をせざるを得ない。(自動車)

### ④【知財・ノウハウの保護】 ※ ()内は下請事業者業種/系列最上位業種

○親事業者の製品の梱包材を受託製造。同梱包材を競合他社に模倣されたくないとの親事業者の意向で特許の共同出願を行っている。その費用は、全額親事業者の負担である。

(パルプ・紙・紙加工品製造業/その他の製造業)

▲工場見学の際、ビデオ撮影されたこともある。申し入れを断ると取引停止を匂わされる。(プラスチック製品製造業/電機・電子・情報通信機器産業)

▲親事業者からCADデザインデータ数十点の無償提供の要請を受け、当社からやむを得ず提出した。(生産用機械器具製造業/紙・紙加工品産業)

▲見積書を提出したが受注に至らなかった。その際に要求され無償で提供した設計図が当社の名前を消して他社に渡されていた。(金属製品製造業/建設業)

### ⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

○働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。(産業機械)

▲親事業者が自らの業務効率化のためEDIを導入しているが、仕様を業界で統一しようという考えがなく各社独自のシステムのため、運用が負担である。(電機・電子・情報通信機器産業)

## 4. 価格交渉促進月間について

## 4-1. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- エネルギー価格や原材料費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけるため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施。
- 上記取組の成果を確認するため、各「月間」の終了後、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施し、これらの成果を取りまとめ。

### ①アンケート調査

#### ○調査対象

中小企業等に、親事業者（最大3社分）との価格交渉や価格転嫁に関するアンケートの回答を依頼。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 15万社

○調査期間 2022年9月26日～11月9日

○回答企業数 15,195社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ17,848社）

○回収率 10.13%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年3月調査 13,078社 8.7%）

### ②下請Gメンによるヒアリング調査

#### ○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

○調査期間 令和4年10月17日～10月21日

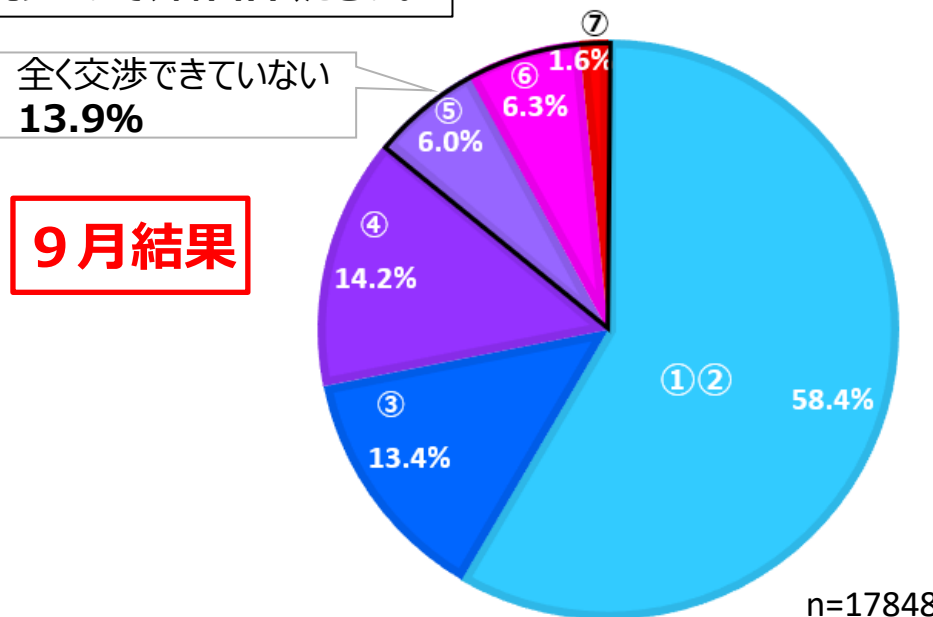
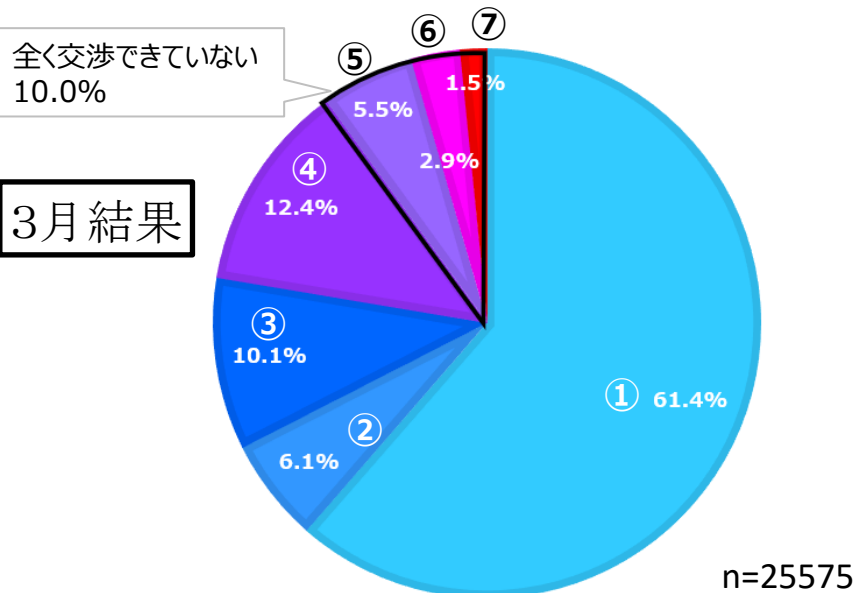
○調査方法 電話調査

○ヒアリング件数 約1777社

## 4-2. 価格交渉の状況

- 全く交渉出来ていない企業の割合は、いずれも約1割。（本年3月時点10.0%⇒9月時点13.9%）

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の状況について、御回答ください。



- ①発注側企業に協議を申し込み、話し合いに応じてもらった。（協議の結果、価格が変更されなかった場合も含む）
- ②コスト上昇分を取引価格に反映させるため、発注側企業から協議を申し込まれた。
- ③コストが上昇していないため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ④コストは上昇しているものの、自社で吸収可能と判断したため、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ⑤発注量の減少や取引を断られるおそれがあること等を考慮し、発注側企業に協議を申し込まなかった。
- ⑥発注側企業に協議の申し込みを行ったが、応じてもらえなかった。
- ⑦取引価格を減額するために、発注側企業から協議を申し込まれた。（協議に至らない一方的な通知を含む）

- ①②コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑥発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑦取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。



# 4-3. 価格転嫁の状況【コスト全般】

価格転嫁率は今回初めて公表

- 価格転嫁できた割合は、転嫁率 (※) が3月の約4割 (41.7%) から**5割弱 (46.9%)** へ増加し、全く転嫁できていない企業の割合が減少するなど (3月22.6%⇒ 9月20.2%)、**全体として好転**。

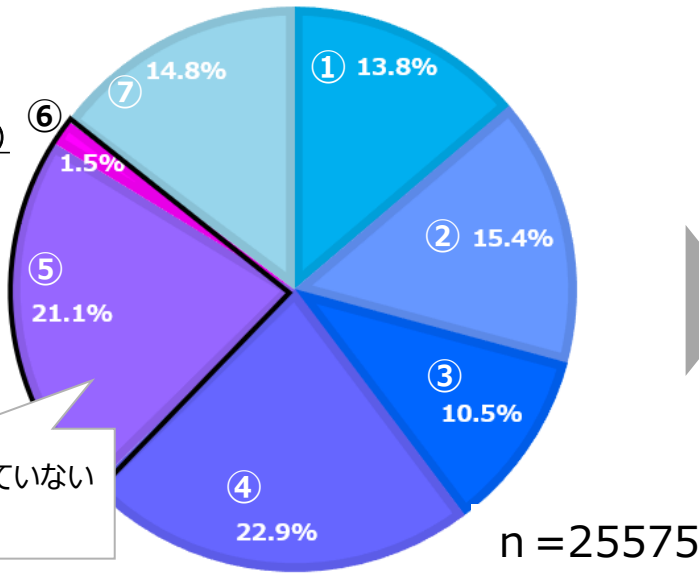
(※) 転嫁率：受注側中小企業のコスト上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格上昇(転嫁)に応じたかの割合

- 一方で、**⑥コストが上昇したにもかかわらず、逆に減額された企業の割合は増加** (3月1.5%⇒ 9月3.9%)

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

3月結果

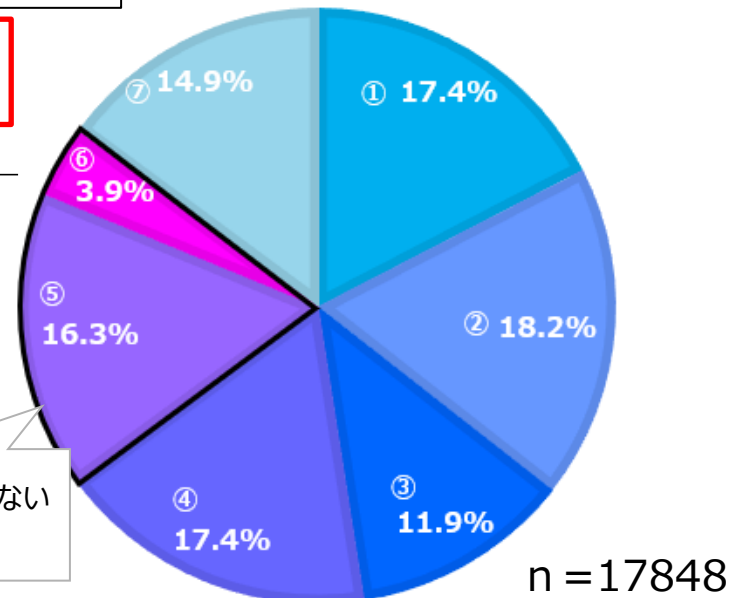
転嫁率(コスト全体)  
: **41.7%**



9月結果

転嫁率(コスト全体)  
: **46.9%**

全く価格転嫁できていない  
**20.2%**



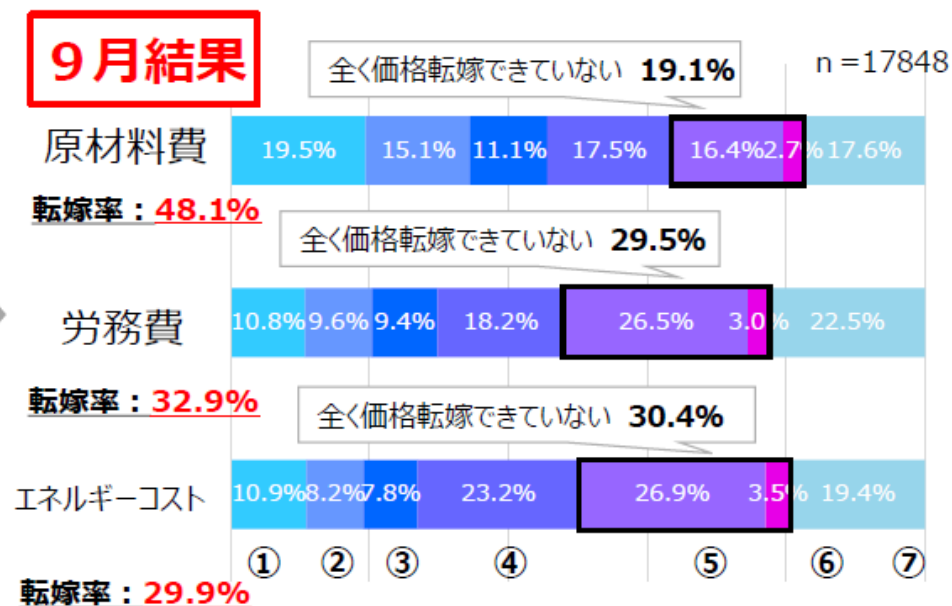
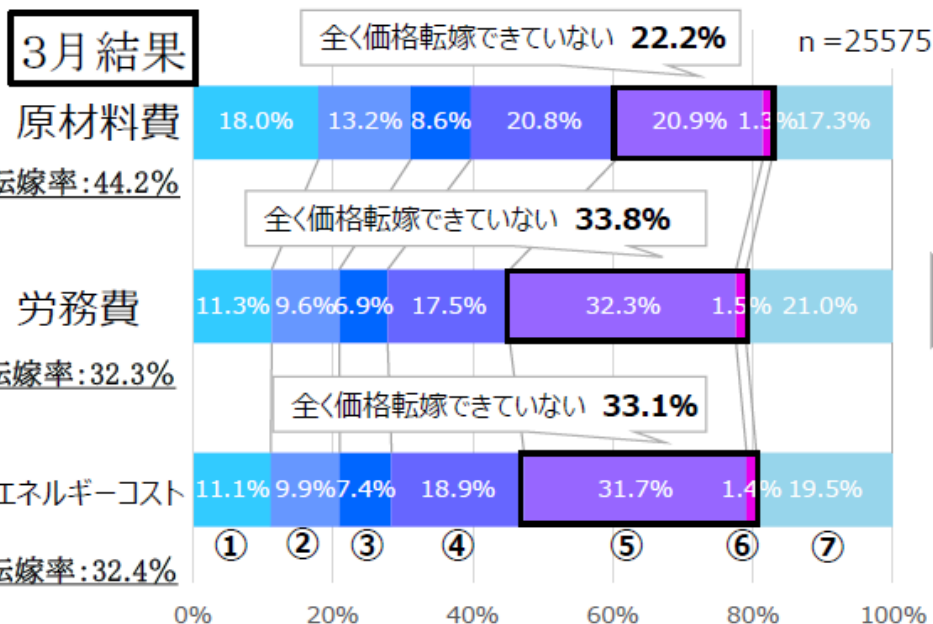
- ①10割
- ②9割～7割程度
- ③6割～4割程度
- ④3割～1割程度
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要



# 価格転嫁の状況【コスト要素別】

- **原材料費**の価格転嫁の状況は好転。( 本年3月44.2%⇒ 9月48.1% )
- 他方で、**労務費**、**エネルギーコスト**は、3月時点に引き続き、転嫁が比較的進んでいない状況。



- ①10割
- ②9割～7割程度
- ③6割～4割程度
- ④3割～1割程度
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

# 価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、順位付けした結果は下記の表のとおり。

- 前回（2022年3月）の価格交渉促進月間における**価格転嫁率**は、全体の平均で**41.7%**。
- **価格転嫁に相対的に応じている業種**は、**石油製品・石炭製品製造、機械製造、製薬**など。
- **価格転嫁に相対的に応じていない業種**は、**トラック運送、通信、放送コンテンツ**など。

		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			労務費	原材料費	エネルギー
①全体		46.9%	32.9%	48.1%	29.9%
1位	石油製品・石炭製品製造	56.2%	40.1%	52.7%	41.5%
2位	機械製造	55.5%	34.9%	57.6%	33.3%
3位	製薬	55.3%	36.7%	55.2%	40.0%
4位	造船	54.4%	37.8%	53.4%	39.3%
5位	卸売	54.2%	35.0%	53.8%	35.6%
6位	電機・情報通信機器	53.2%	35.6%	56.3%	30.1%
7位	化学	53.1%	32.3%	57.1%	31.1%
8位	建材・住宅設備	52.7%	33.4%	53.4%	32.5%
9位	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	31.4%	44.5%	37.3%
10位	食品製造	51.2%	35.2%	54.2%	35.2%
11位	金属	49.1%	31.3%	54.5%	30.2%
12位	繊維	48.7%	34.2%	47.2%	35.0%
②業種別	13位 紙・紙加工	48.5%	28.7%	48.6%	30.7%
	14位 電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	34.1%	48.9%	31.0%
	15位 飲食サービス	46.9%	22.3%	50.1%	21.2%
	16位 小売	46.6%	29.5%	48.0%	28.3%
	17位 建設	44.8%	38.2%	45.2%	31.5%
	18位 不動産・物品賃貸	44.8%	36.7%	46.9%	34.6%
	19位 印刷	44.7%	22.6%	46.6%	21.6%
	20位 自動車・自動車部品	43.0%	22.4%	49.8%	23.9%
	21位 広告	38.9%	30.5%	46.3%	27.7%
	22位 金融・保険	38.4%	28.6%	43.2%	21.7%
	23位 情報サービス・ソフトウェア	37.1%	46.3%	21.1%	17.5%
	24位 廃棄物処理	32.1%	30.0%	31.4%	33.0%
	25位 放送コンテンツ	26.5%	39.1%	22.6%	18.1%
	26位 通信	21.3%	27.2%	26.3%	17.9%
	27位 トラック運送	20.6%	15.5%	17.8%	19.2%
	- その他	43.1%	31.4%	42.6%	27.3%

## 【評価方法】

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、1社ごとに、直近6ヶ月（2022年4月～2022年9月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたかについて回答を依頼。得られた回答を取引先の業種ごとに名寄せし、業種ごとに単純平均することで価格転嫁率として算出し、ランキング付けしたものの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算
9割	90%
8割	80%
7割	70%
6割	60%
5割	50%
4割	40%
3割	30%
2割	20%
1割	10%
0割	0%
マイナス	-30%

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

n=17848

# 業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じてもらえた業種）

発注側企業との価格転嫁の状況について、**受注側中小企業の業種別に集計した結果**は下記の通り。

- **価格転嫁に相対的に応じてもらえている業種**は、**卸売、紙・紙加工、小売**など。
- **価格転嫁に相対的に応じてもらえていない業種**は、**トラック運送、放送コンテンツ、廃棄物処理**など。

		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			労務費	原材料費	エネルギー
①全体		46.9%	32.9%	48.1%	29.9%
②業種別	1位 卸売	64.6%	37.3%	65.2%	38.7%
	2位 紙・紙加工	61.8%	33.9%	61.5%	34.3%
	3位 小売	57.4%	36.2%	57.7%	35.1%
	4位 機械製造業	55.7%	37.8%	58.2%	36.1%
	5位 建材・住宅設備	52.7%	32.8%	54.7%	30.4%
	6位 電機・情報通信機器	52.3%	34.5%	55.0%	27.4%
	7位 化学	51.4%	26.8%	59.8%	26.8%
	8位 金属	51.0%	28.5%	58.0%	28.3%
	9位 繊維	48.4%	31.8%	44.3%	33.2%
	10位 広告	45.2%	35.5%	49.6%	34.5%
	11位 食品製造	45.0%	32.5%	48.1%	32.9%
	12位 印刷	44.8%	24.4%	47.1%	23.2%
	13位 建設	44.6%	40.1%	45.1%	33.0%
	14位 鉱業・採石・砂利採取	39.0%	27.2%	33.5%	30.2%
	15位 電気・ガス・熱供給・水道	37.5%	27.7%	43.0%	21.3%
	16位 情報サービス・ソフトウェア	37.0%	45.3%	22.5%	17.6%
	17位 自動車・自動車部品	35.3%	14.1%	45.7%	17.9%
	18位 通信	30.7%	37.4%	33.8%	26.2%
	19位 不動産、物品賃貸	29.7%	29.7%	33.4%	19.0%
	20位 廃棄物処理	23.0%	20.9%	19.9%	20.8%
	21位 放送コンテンツ	19.1%	30.7%	19.7%	16.8%
	22位 トラック運送	18.6%	15.4%	13.1%	20.5%
- その他	41.6%	33.5%	39.9%	27.8%	

## 【評価方法】

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、**1社ごとに、直近6ヶ月(2022年3月～2022年9月)のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか**について回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、**業種ごとに単純平均**することで価格転嫁率として算出し、**ランキング付け**したものの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算
9割	90%
8割	80%
7割	70%
6割	60%
5割	50%
4割	40%
3割	30%
2割	20%
1割	10%
0割	0%
マイナス	-30%

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。  
 ※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

# 受注側企業のコスト構造について

今回は、受注側中小企業に対して**コスト構造**（原材料費、労務費、エネルギー費、その他の比率）も調査。

- 全体として、「**原材料費**」（卸/小売においては商品仕入れ費）、「**労務費**」の割合は、「**エネルギー**」、「**その他の費用**」に比して高く、業種ごとのばらつきも大きい。また、「**原材料費**」が高い業種ほど、**価格転嫁率が高い傾向**にある。

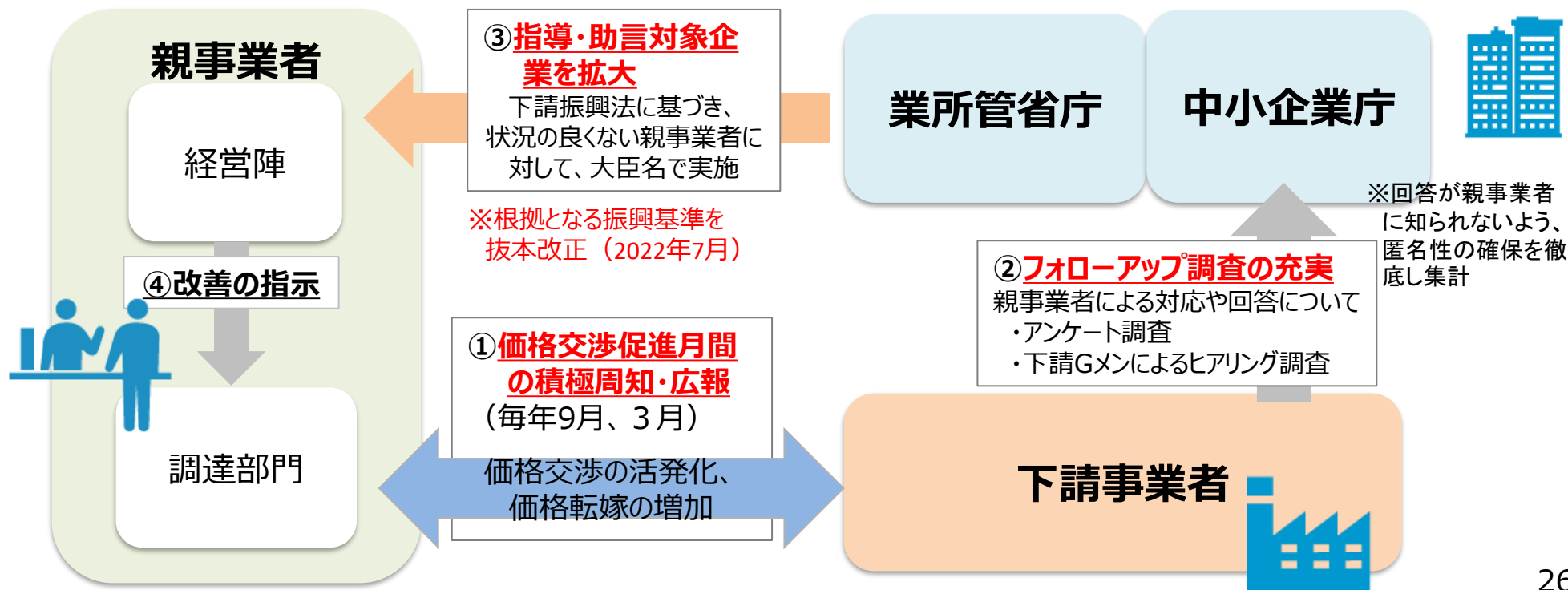
問.発注者に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギーコスト、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。

業種	原材料費	労務費	エネルギーコスト	その他の費用
卸売	63.4%	20.5%	15.1%	14.6%
紙・紙加工	49.2%	27.7%	14.4%	14.2%
小売	55.8%	21.1%	16.7%	14.8%
機械製造業	40.6%	36.0%	14.9%	17.2%
建材・住宅設備	50.7%	29.7%	15.8%	13.4%
電機・情報通信機器	40.9%	37.9%	12.5%	14.5%
化学	43.3%	30.7%	17.2%	15.2%
金属	41.3%	32.8%	16.4%	17.3%
繊維	36.7%	32.0%	17.8%	15.0%
広告	42.3%	37.8%	11.5%	24.7%
食品製造	47.2%	26.8%	18.5%	16.6%
印刷	42.3%	31.4%	15.1%	14.5%
建設	33.7%	44.2%	15.2%	16.7%
鉱業・採石・砂利採取	35.8%	23.1%	26.6%	20.9%
電気・ガス・熱供給・水道	37.4%	41.9%	18.2%	16.9%
情報サービス・ソフトウェア	10.2%	74.9%	5.0%	12.7%
自動車・自動車部品	39.3%	34.0%	14.8%	16.3%
通信	22.1%	52.5%	10.0%	12.2%
不動産、物品賃貸	26.6%	31.2%	10.4%	26.9%
廃棄物処理	23.7%	34.0%	23.9%	19.8%
放送コンテンツ	12.8%	61.1%	11.5%	14.6%
トラック運送	19.0%	39.4%	27.4%	17.8%

※回答者にて必ずしも各費目の合計が100%となるよう回答していないため、業種ごとに各費目の合計を足し上げて100%にはならない。 n=17848 25

## 4-4. 価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化 (8月15日物価対策会議資料)

- **毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。**  
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、**評価が芳しくない親事業者に対し、2022年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。** 指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 2022年9月は、**積極広報・周知、フォローアップ調査の充実**、同年7月抜本改正の下請振興基準の活用等により、**指導・助言の対象企業を拡大。**
- 実施と改善サイクルの強化で、**交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。**





## (参考) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 (公取)

- 公正取引委員会は令和4年6月、受注者80,000社に対して取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求める書面調査を実施。
- 令和4年8月、上記の受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者に対して書面調査を実施
- 令和4年9月以降、上記受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の挙がった発注者の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、詳細な個別調査を実施。

※優越的地位の濫用として問題となるおそれがある、下記について、独占禁止法Q & Aの①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化。

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

## (参考) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 (公取)

### ● 注意喚起文書の送付及び独占禁止法Q & Aの① (※) に該当する行為がみられた事業者に関する事業者名の公表 (令和4年12月27日)

(※) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(事業者名は五十音順によるもの)

番号	事業者名	法人番号	本店の所在地
1	佐川急便株式会社	8130001000053	京都市南区上鳥羽角田町68番地
2	三協立山株式会社	2230001010080	富山県高岡市早川70番地
3	全国農業協同組合連合会	8010005002090	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
4	大和物流株式会社	3120001066744	大阪市西区阿波座一丁目5番16号
5	株式会社デンソー	9180301014251	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地
6	株式会社東急コミュニティー	4010901008681	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
7	株式会社豊田自動織機	3180301014273	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地
8	トランコム株式会社	5180001038918	名古屋市東区葵一丁目19番30号
9	株式会社ドン・キホーテ	3011001096370	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
10	株式会社日本アクセス	1010701025541	東京都品川区西品川一丁目1番1号
11	株式会社丸和運輸機関	6030001147947	埼玉県吉川市旭7番地1
12	三菱食品株式会社	2010801012645	東京都文京区小石川一丁目1番1号
13	三菱電機ロジスティクス株式会社	9011001025150	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号

※ 調査対象期間は、令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。

※ 独占禁止法Q & Aに該当する行為を行っていたか否かを調査したものであり、この公表が独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したのではない。

※ 発注者の中には、今回の調査期間中に、一部の受注者との間では価格転嫁を進めていた事例や、今回の緊急調査の実施等を受けて、調査対象期間後において、受注者との間で価格転嫁を行うための協議の場を設けた事例又は今後設けることとする旨の方針を明らかにしている事例、取引の相手方に対して適正な取引体制の構築、援助等を行っている事例等も確認された。



## 5. 価格交渉に役立つコンテンツの紹介

# 5 - 1. 次回2023年3月の「価格交渉促進月間」に向けた取組

- 次回3月の価格交渉促進月間に向けては、事前の積極的な周知・公報に加え、
  - 価格交渉/転嫁をして貰えていない業種（例：トラック、放送コンテンツ等）に対して、業種に特化した価格交渉講習会の実施、
  - 交渉/転嫁を受け入れていない業種に対する、事業所管省庁からの個別の要請など、交渉・転嫁の評価が低い業種に対して、重点的な対応を行う。

## 価格交渉サポートセミナー

中小企業庁では、価格交渉力の向上に向けたノウハウ（準備事項、交渉テクニック）に係る「オンライン講習会」を実施中。

URL : 「<https://tekitorisupport.go.jp/>」

適正取引講習会オンライン

価格交渉サポート 準備編

価格交渉サポート（準備編）



### 3. 事前検討事項

#### 関係資料や対応事例

- コスト(原材料、エネルギー、運賃、人件費)推移資料
- 過去のコスト高騰(暴落)時の自社方針や対応事例

#### 自社の実態

- コスト高騰(暴落)が自社製品価格に影響する度合い
- 自助努力による吸収度合いなどの実態

#### 相手の対応模索

- 相手の要望を聞き出し合意点を探る
- 短期と中期の解決策を立て、相手の協力意思を探る

### 中小企業・小規模事業者の 価格交渉ハンドブック

令和4年3月

委託事業名：令和3年度 中小企業実態調査事業「価格交渉促進等に関する調査事業」

発注者：中小企業庁事業環境部取引課

受託者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）

#### 目次

Q1 取引先からの見積作成依頼時に、取引条件や業務内容をきちんと確認していますか？

▶ Good Practice 自社の「業務フロー」と「見積チェックリスト」を作成し、仕様の不確定要素の事前確認に活用！

Q2-1 自社の製品やサービスの「原価計算」は、きちんと実施できていますか？

▶ Good Practice 「原価計算ツール」や支援機関を利用し、まずは、自社の主な事業の製品・サービスの「原価計算」を！

Q2-2 製品・サービスの「単価」を把握し、顧客に提示できますか？

▶ Good Practice 自社の主な事業の製品・サービスの「単価表」を作成しておく、価格交渉に役立ちます！

Q2-3 燃料費や材料費などの経費にかかるデータの変化は定期的にチェックしていますか？

▶ Good Practice 材料費や労務費のデータは業界誌や官公庁の公式サイトにて定期的にチェックを！

Q3 自社の事業特性を反映させた見積書のひな形(フォーマット)はありますか？

▶ Good Practice 自社事業の特徴をふまえた見積書のひな形を作成！見積チェックリストの不確定要素は明記し交渉を！

Q4-1 スポット・短期業務について、受注後の問題に対応していますか？

▶ Good Practice  
アウトプットイメージの共有が困難な短期業務ほどプロセス管理を重視し、随時顧客に進行確認を！  
受注後に問題が生じ、価格交渉が必要な場合はスピード重視で顧客相談を！

Q4-2 原材料費の高騰など、長期的な価格改定のための情報収集をしていますか？

▶ Good Practice  
同一業界は、長期的な価格改定が必要な状況に直面している。業界団体等を活用し情報収集を！  
発注者側の立場から、卸売・小売店など、地域のプライスリーダーの動向をふまえた対応を！  
交渉は書面で申し入れを！  
価格交渉に先立ち、まずは、自社の強みを活かした経営計画を策定し、顧客との交渉姿勢を明確に！



## CONTENTS

<b>1 はじめに</b>	
Ⅰ 本ハンドブックのねらい	1
Ⅱ 本ハンドブックの活用方法	1
Ⅲ 本ハンドブックの内容	2
<b>2 こんな取引条件に要注意!!</b>	
Ⅰ 合理的な説明のない価格低減要請	3
Ⅱ 原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇の取引価格への反映	4
Ⅲ 型の無償での保管・管理	5
Ⅳ 量産品と同じ単価での補給品販売の要請	6
Ⅴ 大量発注を前提とした単価設定	7
Ⅵ 合理的な理由のない指値発注	8
Ⅶ 発注者が負担すべきコストの受注者負担	9
Ⅷ 割引困難な長期手形の交付	10
Ⅸ 製品の図面などの技術情報の無償提供	11
Ⅹ 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担	12
Ⅺ 発注者の都合による受領拒否	13
Ⅻ 従業員派遣や自社商品購入の強要	14
<b>3 受注者のための価格交渉ノウハウ</b>	
Ⅰ 価格根拠を上手に伝えましょう	15
Ⅱ 取引条件に関するルールを決めましょう	20
Ⅲ 取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう	25
<b>4 あなたの会社を守る法律・ガイドライン</b>	
Ⅰ 関連法規	27
Ⅱ 下請ガイドライン	32
Ⅲ 業界の自主行動計画	32
Ⅳ 型管理の適正化に向けたアクションプラン	32
<b>5 困った！ そんな時の相談先</b>	
Ⅰ 取引上の悩みについて相談する	33
Ⅱ 取引上の問題について行政に話を聞いてほしい	34
Ⅲ 関連法規・その他下請中小企業政策全般について尋ねる	35
Ⅳ マンガで読む！ 下請かけこみ寺相談事例集	36

## 6. 取引上の悩み相談等窓口

# 5 - 1. 下請かけこみ寺

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

## 取引上の悩み を抱えていませんか？



**下請かけこみ寺** にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

**下請かけこみ寺**

<https://www.zenkjo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料 全国48か所  
秘密厳守 匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。  
☎ 0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

### 無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ① 支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ② お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったと返品された。
- ③ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



#### 電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 (相談専用)ダイヤル

☎ 0120-418-618

【受付時間】  
平日9:00～12:00 / 13:00～17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)  
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



#### オンライン相談

オンライン上の対面で  
相談員がお答えします



#### 対面相談

対面で相談員がお答えします

### 調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。



下請かけこみ寺は全国に設置しています。

0120-418-618  
(お近くの「下請かけこみ寺」につながります)

又は  
埼玉県：(公財)埼玉県産業振興公社  
048-647-4086

下請かけこみ寺トップ

無料相談

裁判外紛争解決手続 (ADR)

下請かけこみ寺一覧

## 無料相談

全国48か所に設置された「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。

秘密は厳守します。

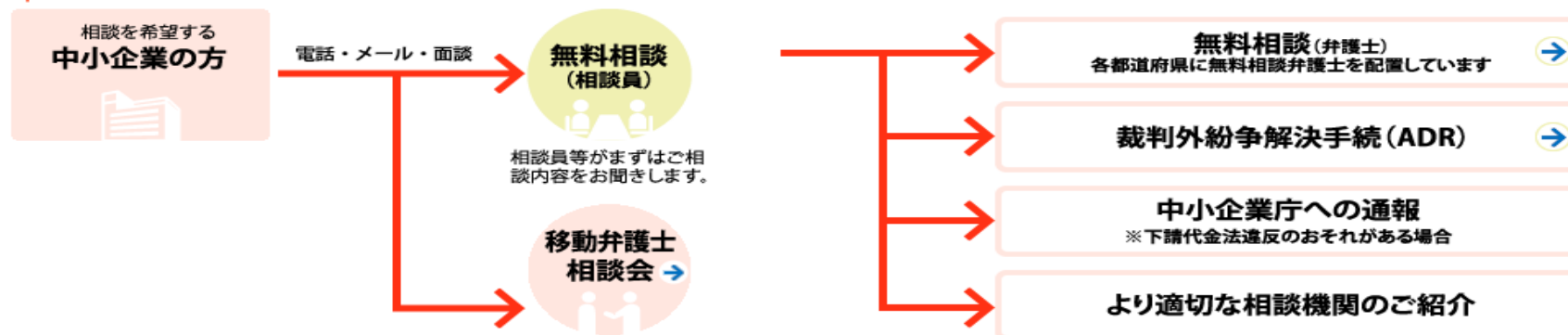
大きな悩みになる前にお近くの「下請かけこみ寺」にまずはご相談ください。

- 相談は、業種を問わず、中小企業の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、相談に応じます。
- 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。  
紛争の相手先への連絡も当然いたしません。
- 匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。



※取引あつせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。

## 相談の流れ





## 5 - 2 違反行為情報提供・申告窓口①

- ・下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。
- ・中小企業の皆様からの積極的な情報提供をお待ちしております。

1.公正取引委員会・中小企業庁では、以下URLの情報提供フォームを通じて、買ったたきなどの違反行為をしていると思われる親事業者に関する情報を広く受け付けます。

2.提供いただいた情報は、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、下請法上の定期調査における対象業種の選定や調査票の送付先の選定（公正取引委員会、中小企業庁）などに活用させていただきます。

3.なお、このフォームは違反行為を詳細に申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく「[下請法申告受付窓口](#)」から申告してください。

### 情報提供フォームのURL・バナー

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

違反行為情報提供フォーム▶

下請代金支払遅延等防止法

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口(公正取引委員会)

**取引先から不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等から下請法に関する相談を受け付けております。**

**0120-060-110**

**【受付時間】10:00～17:00**  
(土日祝日・年末年始を除く。)

ご清聴ありがとうございました。